

◇民生費

放課後等デイサービスと日中一時支援事業について

障がい児とその家族を支援するサービスについて質しました。

「放課後等デイサービス」は、小中高の放課後又は休業日に児童発達支援事業所に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの。国の障害児通所支援事業として実施するもので、216,985千円を計上している。保育士や児童指導員等の有資格者を1/2以上配置することとしている。平成27年度2,262人、平成28年度2,747人、平成29年度3,514人の利用があり、この3年間で利用は1.6倍に増加してきた。

「日中一時支援」は、家族が一時的な休息を得る為のほか、就労や疾病の場合に、障害児・者を一時的に預かり、日中の活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練を行うもの。日中一時支援事業は、国の地域生活支援事業の任意事業として実施するもので、児童に係る予算は303,198千円を計上している。サービス管理責任者の資格要件はあるが他の職員についての要件はない。平成27年度3,109人、平成28年度3,471人、平成29年度3,402人の利用があり、この3年間で利用は1.1倍とほぼ横ばいになっている。

「短期入所」は、障害者支援施設等への短期間の入所を行い支援する事業であり、児童に係る予算は8,686千円を計上している。平成27年度30人、平成28年度55人、平成29年度98人の利用があり、この3年間で利用は3.3倍に増加してきた。

これらを市は、放課後等デイサービスの事業所の増加や重症心身障害児の短期入所の利用が進むなど、児童や家族にとって、希望する生活を自分達でデザインしていく環境が整ってきたと考える。と認識について答弁。

児童対象の日中一時支援事業所で放課後等デイサービスが併設されていない事業所は、市内で4か所あることから、更に療育を受けられる環境づくりに努めて行くことを求めました。

待機児童対策について

帯広市に待機児童は不在と聞いていたが、来年度夜間保育所に1名の待機が発生する見込み。新年度に向かい低年齢児が入所できない状況も想定できる状況と聞く。対策について質しました。

質) 待機児童対策費の目的と役割について伺う。

答)待機児童対策事業の目的は、認可保育所に空きがなく、入所することができない児童が、一定の基準を満たす認可外保育所等を利用する場合、認可保育所の保育料との差額を補助することで、当該児童の保育を確保するもの

質) 利用の実績は? 来年度に向けての考えは?

答) 認可外保育所3所を受入先として、平成25年度で2名、平成26年度で4名、平成27年度で3名、平成28年度は利用なし。平成29年度においても現在まで利用実績はない状況。来年度からは地域の児童も入所が可能となる地域枠を設定している企業主導型保育所4所を対象施設に追加し、児童の受け皿を拡大することで、一月あたり最大で12名の利用を見込んでいる。

質) 私的待機時の状況については?

答) 各年度4月1日時点において、平成27年度は40名、平成28年度は97名、平成29年度は82名の私的待機児童が発生している。今年度は3月1日現在で、185名が私的待機児童となっている。

質) 平成30年4月に入所を希望する児童について状況を伺う。また傾向と課題は?

答) 2月末現在で676名の申込みがあり、その内518名の入所が決定している。現在入所が決定していない158名については、現在調整中ではあるが、年齢によっては受け入れることが可能な人数を超えている状況。

質) 2月末時点における未決定者158名に対し、待機児童対策費が活用されるのか?

答) 待機児童対策の対象は、3歳未満の児童で、保護者が就労等の要件により保育の必要性が高いにも関わらず、いずれの認可保育所にも案内できない場合が対象となるもの。現在対象となる可能性のある方に対して、申込み後の状況や本事業利用の意向について調査しており、利用を希望する場合は、受入施設と具体的な調整を進めていく。

質) この事業のマッチング対象者となる保育事業所及び受け皿はどの程度あるか?

未決定者158名を受け入れる体制は整っているのか?

答) 新たに対象施設となる企業主導型保育所4所では、地域枠が53名あると伺っている。全てを当事業に活用できるものではないが、事業者と受入枠を確認していくことで、利用につなげてまいりたい。

「私的待機児」とは、自宅に近い、職場への通勤経路にあるなど、特定の保育所等を希望し、その保育所の空きを待つ児童のこと。「国が定義する待機児童」とは、保育の必要性が認められているが、いずれの保育所にも入所できない児童のことをいうが、市民の願いやニーズは同じこと。市民の生活を真ん中に考えたとき、市の待機児童に関する認識は改める必要性と、きめ細かい対応を強く求めました。

保育所給食における放射能測定について

安全・安心な給食を提供するため、国が検査を指定している1都16県で生産された野菜・肉類及び魚介類等について、放射性物質が基準値を超えないか測定を実施継続してきた。学校給食センターにおいて実施要領の変更見直しの報道あり。平成24年から続けている保育所ではどうするつもりか確認しました。

市は、学校給食センターにおいて、来年度より測定対象に加工品も追加することを踏まえ、保育所においても同様に対応する考えを明らかにしました。

◇衛生費

看護師確保について

市内看護師養成学校過去5年間の年度ごとの卒業者の市内就職率の推移

H24	H25	H26	H27	H28
44.4%	55.1%	59.4%	54.9%	64.6%

他には保健師・助産師資格の取得や、准看護師資格から看護師資格を取得するために進学する者が一定程度いる状況で、札幌など管外に学びの場を求めて行く卒業生が多く見られます。慢性的に看護師不足が叫ばれている医療介護福祉の現場では、常に人材の確保が大きな課題となっていることを踏まえ、養成・スキルアップの環境について質しました。

質) 保健師・助産師・看護師の資格取得ができる養成機関は地元にあるのか。

答) 准看護師が看護師資格を取得するための進学先として2年制夜間の「帯広すずらん高等看護学院」があったが、通信教育で資格取得が可能(H16年度より通信制教育開始※准看護師10年以上の経験が必要。)になるなどの時代背景から、平成2年に廃止となり、平成4年度より現在の「北海道社会事業協会帯広看護専門学校」となっている。

保健師の養成機関については、現在の帯広高等看護学院に保健学科があったが、看護学を含めた4年制大学へのニーズが高まるなどの時代背景から、需要が少なくなり、平成19年度に廃止となっている。こうした経過から現在は、進学先は管内にない状況である。

質) 保健師等の資格取得ができる養成機関の設置について、ニーズはないか？

答) 管内の保健福祉主管課長が出席する会議では保健師確保のため、帯広高等看護学院の保健学科の復活を望む意見がではじめているが、具体的な協議、検討までは至っていない。

質) 看護師として就職した後も、市内で専門看護師、認定看護師等スキルアップを目的とした資格を取得するための受講や受験ができれば、市内への就職率や定着率の向上につながると思われるが、現状と市の考えについて伺う。

答) 日本看護協会の在宅看護などの専門看護師資格や緩和ケアなどの認定看護師資格は、実

習環境などの条件を備えている医療系の大学院等で受講、実習が必要となっているため、札幌、旭川及び北見でのみ実施されている。

北海道看護協会が実施する研修については、札幌のほか旭川、函館、釧路で実施されているが、帯広から参加する場合は、前日から 2 日間休暇を取得して行かなければならず、帯広での開催を望む声もあり、北海道看護協会十勝支部では、帯広会場でテレビモニターなどを使用した通信研修を要望した経過があるが、設備費用と受講者数の確保などの課題があり、実現しなかったと伺っている。現状としては、帯広での専門及び認定資格の取得は難しいものの、参加しやすい研修会の開催については、ニーズの状況の把握をはじめ、看護師確保の方向性などについて関係医療機関や看護協会と意見交換、情報共有していく必要があると考えている。

十勝での医療と福祉を支える看護師確保のため、ニーズもあると言う市の認識を質し、今後関係各位との連携と協力によって新たな学びの場の創出を強く求めました。

◇介護保険

介護認定審査会議について

介護認定審査会費が前年比 2200 万 9 千円減と予算計上されました。

2 月末の住民基本台帳データによると、帯広市の 65 歳以上の構成比率がいよいよ 28% に達しました。10 年前は 21.5% でした。要介護認定者も 6,552 名から 9,652 名へ。3100 名増えていますが、減額となった要因については、要介護認定を更新する方の認定期間が平成 29 年 4 月より最長 2 年間となったことで、平成 30 年度に更新申請をされる方の減少が見込まれ、審査件数並びに審査会の開催回数も減少するため、審査会委員報酬などが前年度と比較して減額となっているものです。

必要なケアを受けるためには、的確な介護認定が必要ですが、この認定期間の延長は要介護者と介護者にデメリットはないでしょうか？

質) メリットとデメリットについての認識は？

答) メリットについては、要介護認定申請の回数が少なくなること。デメリットについては、認定期間中に要介護認定者の状態が変化する可能性が高くなることと認識している。

市の介護認定数で途中変更は毎年約 900 件台。

厚労省によると、要介護認定の更新から 3 年を経過した後も要介護度が変わらない人は更新認定者全体（死亡者を除く）の 40・6% と一定の水準を維持しており、有効期間を最長 3 年に延長するのは可能と判断したとのこと。

期間を延長すると、要介護度が悪化した場合には区分変更申請を行うこと、改善した場合に区分変更申請をしてくる人がいるだろうか？ サービス未利用者や在宅での場合、現状にマッチした介護サービスが受けにくくなる懸念はないか？ といった心配が湧き上がります。市と

包括支援センター、介護事業所、またサービス未利用者を取り巻くご家族や地域の住民に、介護サービスの仕組みや変化の周知と理解促進に努めることを強く求めました。